⑧　当該株式会社が公開会社であって、かつ、他の者の子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等又は保険業法第33条の２第１項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　候補者が過去10年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

⑨　候補者が社外取締役候補者（会社法施行規則第２条第３項第７号に規定する社外取締役候補者をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、ニからチまでに掲げる事項を除く。）

［イ・ロ　略］

ハ　当該候補者が社外取締役（社外役員（会社法施行規則第２条第３項第５号に規定する社外役員をいう。以下同じ。）に限る。以下⑨において同じ。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

ニ　当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ホ・ヘ　［略］

ト　当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨

ⅰ　［略］

ⅱ　当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ⅱ及びⅴ(a)において同じ。）であり、又は過去10年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

ⅲ　当該株式会社の特定関係事業者（会社法施行規則第２条第３項第19号に規定する特定関係事業者をいう。以下同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去10年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

［ⅳ・ⅴ　略］

ⅵ　過去２年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（以下ⅵ、(1)の２⑪トⅵ及び(3)⑪ヘⅵにおいて「合併等」という。）により他の株式会社又は相互会社がその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社又は相互会社の業務執行者であったこと。

チ　［略］

リ　上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

［削る。］

⑥　［同左］

［イ・ロ　同左］

ハ　候補者が過去５年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

⑦　候補者が社外取締役候補者（会社法施行規則第２条第３項第７号に規定する社外取締役候補者をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、ハからトまでに掲げる事項を除く。）

［イ・ロ　同左］

［加える。］

ハ　当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役（社外役員（会社法施行規則第２条第３項第５号に規定する社外役員をいう。以下同じ。）に限る。以下⑦において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ニ・ホ　［同左］

ヘ　［同左］

ⅰ　［同左］

ⅱ　当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ⅱ及びⅴ(a)において同じ。）であり、又は過去５年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

ⅲ　当該株式会社の特定関係事業者（会社法施行規則第２条第３項第19号に規定する特定関係事業者をいう。以下同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去５年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

［ⅳ・ⅴ　同左］

ⅵ　過去２年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（以下ⅵ、(1)の３⑨ヘⅵ及び(3)⑨ヘⅵにおいて「合併等」という。）により他の株式会社又は相互会社がその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社又は相互会社の業務執行者であったこと。

ト　［同左］

チ　上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(1)の２　社外取締役を置いていない場合等の特則

①　１(1)に掲げる事項を記載する場合において、株式会社が社外取締役を置いていない特定監査役会設置会社（当該株主総会の終結の時に社外取締役を置いていないこととなる見込みであるものを含む。）であって、かつ、取締役に就任したとすれば社外取締役となる見込みである者を候補者とする取締役の選任に関する議案を当該株主総会に提出しないときは、株主総会参考書類には、社外取締役を置くことが相当でない理由を記載しなければならない。